

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和7年6月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社モンスターラボ
証券コード	5255
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド（Evo Fund）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）リミテッド方
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

2 【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（米国法人）
氏名又は名称	エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー （Evolution Capital Management LLC）
住所又は本店所在地	10ステートライン・ロード、クリスタル・ベイ、ネバダ州、89402、アメリカ合衆国
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.30
訂正される報告書の報告義務発生日	令和7年6月4日
訂正箇所	下記参照。「発行者に関する事項」中、発行者の名称の訂正を行っています。

（訂正前）

第1 発行者に関する事項

発行者の名称	株式会社モンスターラボホールディングス
証券コード	5255
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

（訂正後）

第1 発行者に関する事項

発行者の名称	株式会社モンスターラボ
証券コード	5255
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所